

男 川 浄 水 場 更 新 事 業
要求水準書に関する質問への回答

平成 24 年 5 月 28 日

岡崎市水道局

№	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項						
1	要求水準書	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務	添付資料11の計装設備工事の整備業務と修繕が事業範囲となっていますが、 ・126施設全てのテレメータ設備を整備業務にて更新し、維持管理業務にて修繕を行っていくということでしょうか。 ・126施設のテレメータ設備の詳細仕様等を図面閲覧や現地見学等により確認することは可能でしょうか。	前段については、前回実施方針等への回答No.526のとおり、添付資料11の計装監視対象施設一覧(1)は全て更新対象です。計装監視対象施設一覧(2)は男川浄水場と額田南部浄水場間のみ更新対象です。後段については、現地見学の対象となっている施設のみ詳細を現地ににて確認可能です。126施設のテレメータ設備の詳細については男川浄水場にてご確認ください。
2	要求水準書	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務	表1-3の場外施設(既設)及び簡易水道施設(既設)の修繕業務において、3伝送設備のみ対象とするとの注釈がありますが、本範囲は整備業務にも適用されと考えてよいでしょうか。 すなわち、場外施設と簡易水道施設のテレメータ(親局・子局)は更新対象であり、簡易水道施設における男川浄水場と南部浄水場間の伝送設備も更新対象と理解して宜しいでしょうか。 それとも、簡易水道施設における男川浄水場と南部浄水場間の伝送設備は修繕業務のみで更新対象ではないのでしょうか。	前回実施方針等への回答No.526のとおり、添付資料11の計装監視対象施設一覧(1)は全て更新対象です。計装監視対象施設一覧(2)は男川浄水場と額田南部浄水場間のみ更新対象です。
3	要求水準書	2	1	(2)	オ		表1-3(対象施設及び事業範囲)	電気室の配置計画は、維持管理の利便性を考え、各棟に分散配置するものでよろしいでしょうか。	ご提案ください。
4	要求水準書	2	1	(2)	オ		表1-3(対象施設及び事業範囲)	高圧受変電設備は中央本館に収納する配置計画としてもよろしいでしょうか。	ご提案ください。
5	要求水準書	2	1	(2)	オ		場外施設・簡易水道施設における計装設備の更新範囲に関して	本件に関して、過日示された要求水準書(案)に対する質問回答を整理しますと以下のように理解されますがよろしいでしょうか。 添付資料11の計装監視対象施設一覧(1)はすべて更新対象。計装監視対象施設一覧(2)は男川浄水場と額田南部浄水場間のみ更新対象。(回答: No.526) ただし、事業期間15年,引渡保証1年計16年を保全することを前提にすれば既設機器の流用も認める。(回答: No26) 伝送装置をすべて更新とするか、一部更新して、その後の修繕で更新費用を計上するかは事業者の任意判断。(回答: No.92)	、 、 ご理解のとおりです。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
6	要求水準書	2	1	(2)	オ			簡易水道施設のテレメータについて	本件に関して、過日示された要求水準書（案）に対する質問回答を整理しますと以下のように理解されますがよろしいでしょうか。 南部浄水場を親として、その下に各簡易水道施設を子局とするテレメータ装置が存在しますが、これらは更新対象外であり、保守点検対象外と理解しますがよろしいでしょうか。（回答：No846） 男川浄水場と南部浄水場に監視装置1式（テレメータはない）一式が存在しますが、これらの機器は更新対象であり、修繕を含む保守点検業務の対象であると理解しますがよろしいでしょうか。（回答：No526 No612）	ご理解のとおりです。 監視装置一式ではなくテレメータのみとご理解ください。
7	要求水準書	2	1	(2)	オ			場外施設の伝送装置の修繕対象範囲について	場外施設（既設）について、男川浄水場の親局と各場外施設の子局の伝送装置は修繕業務の対象と理解していますが、各場外施設を親局とし配水場を子局（孫局）とする伝送装置は修繕業務対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご質問の内容の孫局も対象とします。
8	要求水準書	2	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.18に「表1-3の「既設男川浄水場」について、植栽管理業務等その他の維持管理業務は対象外」とある一方、No.580に「既設浄水場の池状構造物の清掃は、撤去されるまでの維持管理期間中は必要に応じて実施してください。」や、No.683に「植栽管理業務について、既設の男川浄水場は業務対象に、含みます。」とありますが、どちらが正しいのかご教示ください。もし、清掃業務や植栽管理業務等を含む場合は、「表1-3」の表記を修正していただけないでしょうか。	前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.18を正とします。既設男川浄水場に関する業務については、新設男川浄水場供用開始後1回限り、要求水準書P.29の業務を実施することとし、植栽管理業務は対象外とご理解ください。
9	要求水準書	2	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.24に「簡易水道施設(既設)の修繕対象となる伝送設備とは、男川浄水場と南部浄水場間の伝送装置です。」とありますが、南部系は簡易水道ではなく場外施設と思料いたします。位置付けとして、簡易水道系を集約した額田南部浄水場の伝送装置との解釈でよろしいでしょうか。	南部浄水場で簡易水道施設を集約していますので、男川浄水場と南部浄水場間の伝送項目に簡易水道施設分を含むものとご理解下さい。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
10	要求水準書	2	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	「表 1 - 3 整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲」の既設男川浄水場事業範囲の主な維持管理業務で保安業務のみ本事業対象となっております。平成24年3月26日付「要求水準書（案）」に関する質問への回答」No.683では、植栽管理業務が本事業対象となっております。既設男川浄水場の植栽管理業務は、本事業で業務範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	2	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	「表3-2 保守点検業務に関する役割分担表」に示されている業務範囲の主な維持管理業務項目で、植栽管理業務がありません。清掃業務に包含されるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、P.3【清掃業務】項に用語の意味、業務内容・範囲を追記願います。	表3-2については保守点検業務の内容のみを示したものであり、清掃業務及び植栽管理業務については別途男川浄水場維持管理業務内で記載しています。植栽管理業務の内容等については、P.37(3)-6の記載内容をご確認ください。
12	要求水準書	2	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	簡易水道施設の監視体制として、額田南部浄水場での既設監視制御装置は、供用開始後も引き続き必要とされると推察しますが、この考えで間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書	2	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	簡易水道施設修繕業務として、伝送装置のみと記載がありますが、本事業範囲として、額田南部浄水場から新男川浄水場へ簡易水道施設の信号を取り出す装置のみでテレメータ親局・子局の更新は事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	男川浄水場と額田南部浄水場間の伝送装置が対象であり、額田南部浄水場から各簡易水道施設への伝送装置の更新は対象外です。
14	要求水準書	2	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	簡易水道施設修繕業務として、伝送装置のみと記載があります。取り出す手法等は事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書(案)に関する質問への回答	2	9					対象施設及び対象業務	「水道局工務課で閲覧可能」とありますが、一時借り出し（1日程度）あるいは写真撮影は許可いただけますか？	貸し出しは不可とします。写真撮影については資料により可能です。

№	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書の質問	回 答	
		頁	項							
16	要求水準書	3	1	(2)	オ		b c	故障対応	3頁中に各業務についての説明が記載されておりますが、運転管理業務に起因すると思われる pH 値の異常、配水池水位低下、残塩濃度異常などの警報対応は、運転管理業務の中に含まれると考えてよろしいでしょうか？	明らかに運転管理業務に起因して発生した異常に対する警報対応は本市が実施しますが、現場対応は必要に応じて事業者に協力を求める場合があります。
17	要 求 水 準 書	3	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.38に「警報の通報先は男川浄水場または、仁木浄水場です。」とありますが、場内警報装置を設置する 5 施設各々の通報先をご教示ください。	北野配水場、六供配水場、日名水源送水場は仁木浄水場に通報し、上地配水場、額田南部浄水場は男川浄水場へ通報します。
18	要求水準書	3	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	保安業務の用語の意味が記載されていますが、実施方針時の回答では、警備業業務に該当するとされています。本事業において警備業の取得が必要とされるのでしょうか。	本市としては警備業の認定は求めています。
19	要 求 水 準 書	3	添付資料2					施設フロー図	前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.862に「添付資料2は平成23年4月1日のものです。」とありますが、p.68,69「添付資料10」備考欄に「H25建設予定」と記載の「上奥殿ポンプ場」及び「宮石配水場」がフローに載っておりますので、ご確認いただけないでしょうか。	添付資料2を修正します。
20	要求水準書	5	1	(2)	キ			事業スケジュール	平成24年3月26日公表の要求水準書（案）に関する質問への回答№46にて、予定スケジュールの前倒しは加点対象とご回答いただきましたが、工期を短縮した期間を定量的に評価されるのでしょうか。（例：一番短い工期で提案したグループが満点を得るなど）	加点審査の内容については回答致しません。
21	要求水準書	5	1	(2)	キ			事業スケジュール	「 実施設計及び工事期間 平成25年2月～平成29年7月」とありますが、この期間内に制約（工事を行うことが出来ない期間）はないと考えてよろしいでしょうか。	各種法令等の規定に従ってください。事業に必要な申請、許認可等を取得後、工事に着手可能です。大平水源の取水施設については渇水期のみ実施可能です。
22	要求水準書	5	1	(2)	ク			遵守すべき関係法令等	本事業の遵守すべき法令等は、公告日である平成24年4月6日時点の最新版を適用することによろしいですか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
23	要求水準書	6	1	(3)	イ			新設浄水場の計画地盤高さと盛土	年度も変わりましたので改めて伺いますが、市内の公共事業で発生する良質な残土について、予定発生時期や土量等何か新たな計画や情報がございましたらご教示願います。	現時点では不明です。
24	要求水準書	7	1	(3)	オ	表1-7		施設配置	「各施設の配置は自由とするが、将来は更新後の浄水場の敷地内で更新が可能な配置を考慮」とあります。生物処理施設については、将来の計画スペースに加えて、更にその後の更新スペースも確保するとの解釈でしょうか。	生物処理施設については、現時点において設置年も含め未定ですので、将来の計画スペースのみ確保することとし、更新スペースの確保は不要です。
25	要求水準書	7	1	(3)	オ			各施設の共通要求事項	躯体のひび割れについて、要求される具体的な項目がありましたら、御教示願います。（例えば、ひび割れ指数、ひび割れ幅等）	具体的な項目は想定していません。
26	要求水準書	8	1	(3)	オ			環境対策	男川浄水場の騒音基準類型は「ＡＡ」でよろしいでしょうか。付近に「アルクオーレ老人ホーム」がございますので、貴市「騒音に係わる環境基準」によると、「療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域」が適用され、ＡＡと判断しております。	事業者にてご確認ください。
27	要求水準書	8	1	(3)	オ			配管関係	場内配管は原則として铸铁管とするとありますが、铸铁管以外を提案するための必要条件は、「要求水準書（案）回答 111」の通りとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書	8	1	(3)	オ			配管関係	表1-7に示される樹脂粉体塗装鋼管において、ナイロンコート管も十分に耐食性、強度、実績が認められるものと考えますが、使用を認めていただけないでしょうか。	ナイロンコート管の使用も可能とします。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
29	要 求 水 準 書	8	1	(3)	オ			各施設の共通要求事項	前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.101に「自家発電設備の必要容量について、排水処理施設の機能を維持する容量は、非常時には、排水処理施設を含みません。」とありますが、75%以上維持の対象に排水処理施設は含まないという意味で、浄水処理に必要な不可欠な排水池等の電源供給が不要という意味ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	8	1	(3)	オ			自家発電設備	自家発電設備については、処理能力（68,395㎥/日）の75%（51,296㎥/日）維持できる設備であれば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	8	1	(3)	オ			各施設共通の要求事項	表1-7 配管関係で、薬液管、空気管、油配管の材質は、適用除外と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりですが、それぞれの用途に適した材質をご提案ください。
32	要求水準書	8	1	(3)	オ			各施設共通の要求事項	表1-7 配管関係で、ポンプ廻り配管（駆体内配管）にダクタイル鋳鉄管を使用することは可能でしょうか。	樹脂粉体塗装鋼管またはステンレス管として下さい。
33	要求水準書	8	1	(3)	オ			各施設共通の要求事項	表1-7 配管関係で、排水処理施設の脱水設備など、常用圧力が1MPaを超える配管の使用材料については、事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	ポンプ廻り配管材料に準じたものとして下さい。
34	要求水準書	8	1	(3)	オ			各施設の共通要求事項	ポンプ設備関係の「送水ポンプ設備は、将来の水配分や統廃合計画により大きく仕様が異なるポンプもあり」について、3月26日の要求水準書（案）に関する質問回答No.124 では、「当面、事業期間中は現状と変化がないと判断しております。」との回答でしたが、変化がないとは、13ページの「現状送水ポンプ設備能力」で示された設備能力に対して変化がないとの意味でしょうか？それとも、添付資料5の男川浄水場負荷集計表で示されている将来分に対して変化がないとの意味でしょうか？	将来水量の想定は、事業期間中は現状と変化がないと判断しております。ただし、ポンプ仕様については、添付資料5によるものとして下さい。
35	要 求 水 準 書	8	2	(1)	イ			対象業務の名称と主な内容	3 - 3「排水処理施設維持管理業務」とありますが、「排水処理施設運転管理業務」の誤記ではないでしょうか。	運転管理を含む維持管理業務とご理解下さい。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
36	要求水準書	9	1	(3)	オ	表 1-7		各施設共通の要求事項	要求水準書(案)質問回答№101において、非常時には排水処理施設を含まないとの回答ですが、添付資料5では排水処理施設の一部機器が含まれています。この理由をご教示願います。	浄水処理に必要な設備のみを対象とします。添付資料5を修正します。
37	要求水準書	9	2	(2)	1	ア	(I)	土壌汚染測定	用地の購入時に、市で敷地の使用履歴について調査済みでしょうか。	本市にて調査済みです。調査結果については水道局工務課にて閲覧可能です。
38	要求水準書	9	2	(2)	(2) -1	ア	(ウ)	地下埋設物調査	地下埋設物調査範囲については、計画用地と工事対象予定箇所だけを対象として考えていますが、宜しいでしょうか。	要求水準書添付資料1に示す事業対象地域及び事業者にて提案する工事用搬入道路を調査範囲とします。
39	要求水準書	9	2	(2)	(2) -1	ア	(オ)	雨水・汚水排水経路の確認	常時の排水とは、場外道路への降雨時排水と理解していますが、よろしいでしょうか。	常時の排水とは現状の降雨時の排水、田等の排水及び汚水等のご理解ください。
40	要求水準書	9	2	(1)	イ			対象業務の名称と主な内容	4-8「事業終了時の引継ぎ業務」に「維持管理マニュアルの作成」とありますが、修繕と同様に「伝送設備のみ対象」との理解でよろしいでしょうか。	場外施設等維持管理業務の全般が対象となります。
41	要求水準書	10	2	(2) -2	イ	(ア)		処理フロー	生物処理施設の損失水頭は考慮しなくて良いとのことですが、（事業期間内の）将来的に躯体の嵩上げ、ポンプの交換等が必要になった場合の費用は、今回は見込む必要が無いとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	10	2	(2) -2	イ	(ア)		男川浄水場廻りフロー図	「平成23年度許可予定の水道事業変更認可」の取得結果詳細資料等は既に公表されているのでしょうか。もし、まだ閲覧できない場合は、具体的な公表予定時期をご教示ください。	取得済みであり、水道局工務課で閲覧可能です。
43	要求水準書	10	2	(2) -2	イ	(ア)		処理フロー	将来導入の生物処理施設の損失水頭を考慮した水位高低とすることは、評価（加点）対象となるでしょうか。	評価対象ではありません。
44	要求水準書	10	2	(2) -2	イ	(ア)		フロー図	排泥池から沈砂池への上澄水返送ラインは、必要であれば提案するという平成24年3月26日公表の要求水準書案に関する質問回答№150の通りと考えてよろしいでしょうか。	返送ラインを確保するようご提案下さい。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
45	要求水準書	10	2	(2) -1	イ	(I)		本業務の実施に当たっての留意事項	埋設物位置図の作成については、計画用地及び工事対象予定箇所を対象として考えていますが、よろしいでしょうか	要求水準書添付資料 1 に示す事業対象地域及び事業者にて提案する工事用搬入道路を調査範囲とします。
46	要求水準書	11	2	(2) -2	ウ	表 2-3		沈砂池	場内の雨水等を浄水処理に取り込む容量を確保する。とありますが、雨水量を想定する根拠についてご教授ください。	愛知県都市計画法開発許可の実務の手引きを御参照下さい。
47	要求水準書	11	2	(2) -2	ウ			男川取水管	既設の取水管上に接合井を設置するとありますが、設置位置の制約はありますか。	特に制約はありませんが、効率の良い提案としてください。
48	要求水準書	11	2	(2) -2	ウ			取水施設	大平水源は大平川用水土地改良区との共同施設とのことですが、新設浄水場用の取水口設置に伴い、既存施設の改造等は必要ないということで宜しいでしょうか。 また、大平側土地改良区との協議は不要と考えて宜しいでしょうか。	大平水源は大平川用水土地改良区との共同施設ではなく、共同管理です。財産は大平川用水土地改良区となります。 前段については、新設施設及び既存施設の改造、撤去が必要となります。 後段については、提案内容により取水口の新設及び改造が必要となるため、協議は必要です。
49	要求水準書	12	2	(2) -2	オ	(I)		浄水施設の要求水準	急速ろ過池の池数は、維持管理性を考慮し、10池とあります。安全性等の観点から、池数を減らすことは出来ないとの理解で宜しいでしょうか？また、ろ過速度120～150m／日を遵守すれば、10池以上とすることは可能でしょうか？	表2-6欄外に記載のとおり、池数及び予備力は、系列ごとに維持管理及び技術的に対応可能であれば変更可能とします。
50	要求水準書	12	2	(2) -2	オ	(I)		浄水施設の要求水準	将来計画 生物処理施設について平面積は具体的に揭示されていますが、水位高低についての記載がありませんが、将来採用する方式により導水ポンプの能力アップが必要となった場合、導水ポンプ更新費用は、事業費に含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	12	2	(2) -2	オ	(I)		浄水水質の目標値	「各水質項目の原水水質の設定値が要求水準値を達成できる浄水施設」とありますが、原水の設定値を超える原水水質変動リスクは民間事業者の負担ではないとの理解でよろしいでしょうか？	原水の設定値を超えるものが原因で、水質の要求水準を達成できない場合の原水水質変動リスクは民間事業者の負担ではありません。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
52	要求水準書	12	2	(2)-2	オ	(1)		浄水施設の要求水準	粉末活性炭接触池の「予備力を25%程度確保し、4池構成とする」について、3月26日の要求水準書（案）に関する質問回答No.203では、「接触時間は20分以上とは、1日最大処理水量時に3池にて20分以上と理解して宜しいでしょうか」との質問に対し、「ご理解のとおりです」との回答が出されています。一方、質問No.252では「全体で125%の能力としてください」という回答があり、矛盾していると思料しますが、どちらを正と考えれば宜しいでしょうか？	表2-6欄外に記載のとおり、池数及び予備力は、系列ごとに維持管理及び技術的に対応可能であれば変更可能とします。
53	要求水準書	12	2	(2)-2	オ	(1)		浄水水質の目標値	原水の設定値が示されていますが、高濁度時における脱水機の延長運転は原則想定されないという解釈でよろしいでしょうか。	原水の設定値における水処理に影響の無いような運転が可能なるものをご提案下さい。
54	要求水準書	12	2	(2)-2	キ			薬品注入設備	粉末活性炭注入設備について、3月26日の要求水準書（案）に関する質問回答No.280では、鉄骨製の粉末活性炭注入棟の提案や、粉末活性炭貯蔵槽等を屋内に収容しない提案は可能でしょうか？との質問に対し、「提案して頂くのは可能です。これに伴う手続きも含みます。」との回答が出されていますが、必要な手続きとは具体的には何を指すのでしょうか？	事業者にてご確認ください。
55	要求水準書	12	2	(2)-2	イ			浄水施設の要求水準	「・・・その内容について技術革新による機能向上並びに事業時の低減等を確認できる場合、・・・」とございますが、これに関わる提案の採否は貴市との協議によりますので、入札価格にはこれらの費用は含めないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
56	要求水準書	12	2	(2)-2	イ			浄水施設の要求水準	「・・・その内容について技術革新による機能向上並びに事業時の低減等を確認できる場合、・・・」に関する提案を行い貴市との協議の結果採用された場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか？また、事業費の低減が図れた場合、低減額の配分（貴市、事業者）はどのようになされるのでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、低減額の配分については未定です。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
57	要求水準書	12	2	(2)-2	イ			浄水施設の要求水準	「・・・その内容について技術革新による機能向上並びに事業時の低減等を確認できる場合、・・・」に関する提案を行い貴市との協議の結果採用された場合の手続きは、事業契約書（案）の第 2 1 条もしくは第 2 2 条に依るのでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	12	2	(2)-2	イ			浄水施設の要求水準	「・・・その内容について技術革新による機能向上並びに事業時の低減等を確認できる場合、・・・」とございますが、これは“機能向上”と“事業費低減”を同時に図る必要があると理解すればよろしいでしょうか？それとも、“機能向上”もしくは“事業費低減”のいずれかが図ればご協議頂けるのでしょうか？	内容により本市が総合的に判断します。
59	要求水準書	12	2	(2)-2	オ	(イ)		浄水施設の要求水準	・生物処理によるアンモニア態窒素の低減効果の評価について、要求水準書（案）に関する質問への回答No. 221で実績データにより判断するとなっていますが、提案時に実験等のデータ提示が必要ということでしょうか。 ・データ提示がない場合は、要求水準未達となるのでしょうか。	実験等のデータ提示は不要です。生物処理施設については設置スペース（1,000㎡程度）を設ける以外に要求水準はありません。
60	要求水準書	12	2	(2)-2	オ	(イ)		浄水施設の要求事項	「技術革新による～事業費の低減等を確認できる場合、本市との協議により～」とありますが、ここでの協議とは事業者決定後と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書	12	2	(2)-2	オ	(イ)		浄水施設の要求事項	「技術革新による～事業費の低減等を確認できる場合、本市との協議により～」とありますが、ここで示される協議は浄水施設の要求事項（表2-6）の変更を認めるものではないと考えますがよろしいでしょうか。	内容により要求事項の変更を認める場合もあります。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
62	要求水準書	12	2	(2) -2	オ	(1)		浄水施設の要求事項	「将来の技術開発により～フィードバックを図ることが可能な場合、～試験施設の設置を認める」とありますが、 『新男川浄水場における将来更新時の運転管理改善の可能性検証を行う試験装置であって、』 『浄水施設の要求事項（表2-6）を変更するための試験装置の設置ではなく、』 『本事業における建設後に浄水施設を改造するためのものではない』 と考えてよろしいでしょうか。	新男川浄水場を含めて、水道技術発展のために技術開発の場を設けることを許可するものです。
63	要求水準書	12	2	(2) -2	オ	(1)		浄水水質の目標値	「試験施設の設置」について、前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.217に「 加点評価対象外です。」とありますが、試験施設の設置が新設男川浄水場運転管理の改善に寄与する場合は、加点評価対象になる場合があるとの理解でよろしいでしょうか。	内容により判断します。
64	要求水準書	12	2	(2) -2	オ	(1)		浄水水質の目標値	「試験施設の設置」について、前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.217に「 水は無償ですが、電力は有償です。」とありますが、それぞれ使用量が管理できるメータを設置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	12	2	(2) -2	オ	(1)		浄水水質の目標値	施設に起因する要求水準値の未達について、通常の運転においての未達は事業者の責任と判断するとありましたが、通常の運転とは機械的な性能が発揮出来ていることと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	13	2	(2) -2	オ	(1)		浄水施設の要求水準	「施設更新時に、同様の施設を同一敷地内に設置できるスペース」とありますが、同様の施設とは、膜ろ過施設も該当しますでしょうか？	膜ろ過施設は想定していません。
67	要求水準書	13	2	(2) -2	オ	(1)		浄水施設の要求水準	施設更新時に同様の施設を同敷地内に設置できるスペースを確保する」とありますが、将来計画の生物処理施設も将来更新のためのスペースとして確保する必要はあるのでしょうか。	生物処理施設については、現時点において設置年も含め未定ですので、将来の計画スペースのみ確保することとし、更新スペースの確保は不要です。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
68	要求水準書	13	2	(2) -2	オ	(イ)		浄水施設の要求事項	「施設更新時に同様の～スペースを確保する」とありますが、浄水施設の要求事項(表2-6)を遵守すれば、当初提案する池数、池構造(縦横比率)は変更してもよろしいでしょうか。	当初提案する池数、池構造と同様の更新スペースを確保してください。
69	要求水準書	13	2	(2) -2	カ			送水施設	表2-7に「送水ポンプ設備は～増設に対応できる配置計画とする」とありますが、将来増設に対応するためのポンプ設置スペース(予備スペース)を提案段階で考慮するということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書	13	2	(2) -2	カ			送水施設	表2-7に本宿配水池への参考送水量が示されていますが、これは一日あたりの総送水量であって、本宿送水ポンプ能力を『4844m ³ /24h/60min=3.36m ³ /min』としては、能力が不足するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書	14	2	(2) -2	キ			薬品注入設備	無注入検知は、電磁流量計・フロースイッチのいずれか一方を設置するとの理解で宜しいでしょうか？	いずれか一方に限らずご提案下さい。
72	要求水準書	14	2	(2) -2	ク	(ア)		外観計画	建物デザイン・仕上げが、住民協議の結果、提案内容と大きく異なり、工事費が増加した場合は、契約変更対象としていただけますか。	住民協議の結果でデザイン及び仕上げを大幅に変更することは想定しておりません。
73	要求水準書	14	2	(2) -2	ク			管理棟	上水運用センターは将来となっていますが、今回の事業で運用センターの電源負荷を想定しておく必要がありますでしょうか。尚、将来の生物処理施設の電源負荷はみませんがよろしいでしょうか。	前段、後段ともに電源負荷を見込む必要はありません。
74	要求水準書	14	2	(2) -2	ク			管理棟	水質試験室に水質計器を設置し、水質計器室兼用とする提案は不可能で、水質試験室と水質計器室は、必ず別々に設ける必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	運転管理上、運転管理室の近傍に(目視できる)水質計器室が必要であるため、これが可能ならば、水質試験室と水質計器室が一体での提案でも認めます。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
75	要求水準書	15	2	(2) -2	ク	(ア)	c	動線計画	駐車場と見学ルートについて雨天時の配慮が求められていますが、雨に濡れないルートを要求するものでしょうか。	可能な限り雨の影響を受けないものとして下さい。
76	要求水準書	15	2	(2) -2	ク	(ア)	f	水道施設の被災事例	男川浄水場や場外施設、簡易水道施設における地震、風水害の被災事例などの情報はありますか。	整理された記録はありません。
77	要求水準書	16	2	(2) -2	ク	(ア)	i	外構計画	場内への雨水排水については、自由提案（場外排水を含む）でよろしいでしょうか。	場内の雨水排水については、法面及び擁壁等を除き、場内に貯留するものとします。
78	要求水準書（案）に関する質問への回答	12	68					新設浄水場の計画地盤高さと盛土、浄水場内施設の水位高低	質問に対して「場内への水災が無いように造成標高を決定しているため、この標高を確保してください。」と回答されていますが、「入札説明書 別途資料1 要求水準書 P.16 ク管理棟 f安全・防災・防犯計画」にも「施設機能に支障をきたすことのないよう浸水対策を講じること。」等の記載があります。レベルによる対策とは別に、浸水があっても施設自体に支障がないように、浸水対策を施す必要があるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書	18	2	(2)	ク	(イ)	i	水質試験室	将来は試験室として利用とのことですが、各処理工程水のサンプリング管を試験室まで配管しておく必要はありますか。	現状では想定していません。
80	要求水準書	18	2	(2) -2	ク	(イ)	e	電気室	二酸化炭素による消火については、消防との協議により決定するものと理解していますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、電気室については必要なものと想定しています。
81	要求水準書	18	2	(2) -2	ク	(イ)	i	水質試験室	「当面は会議室として利用できる仕様とする」とありますが、具体的な仕様がありましたらご教示願います。	具体的な仕様はありませんが、一般的な会議室としての仕様を想定しています。
82	要求水準書	18	2	(2) -2	ク	(イ)	i	水質試験室	「給排水設備の設置を考慮すること」とありますが、給排水が出来るようにすることと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
83	要求水準書	19	2	(2) -2	ク	(ウ)		電気設備計画の要求水準 自家発電設備	前回の要求水準書(案)の質問回答337で、受変電設備は屋内設置することの回答がありましたが、自家発電設備についても同様に屋内設置とすべきかどうか貴市のお考えをご教授下さい。	防音対策等から屋内での設置を想定しています。
84	要求水準書	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	c	受変電設備	深夜電力の利用の規定については任意規定と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	c	受変電設備	「深夜電力の利用」について、現状はどの程度利用されておられますでしょうか？	深夜電力単独での利用はしていません。
86	要求水準書	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	d	静止形電源設備	H240326要求水準書(案)に関する質問書への回答No.339にて無停電電源装置の停電補償時間は「最低限4時間分の計装設備負荷」とあります。要求水準書では「通信情報機器の停電補償用は無停電電源装置を設けること」となっており、計装設備への無停電電源供給は記載にありません。 ・無停電電源装置の対象負荷をご教示下さい。 ・通信情報機器とは具体的に何を指しますか？また容量をご教示下さい。 ・非常用自家発電設備を設けるにも係わらず、無停電電源装置の停電補償時間を最低限4時間と指定するご主旨をご教示下さい。	前段：通信情報機器に計装通信機器は含まれるとご理解ください。 中段：テレメータ等情報伝送機器及び計装機器です。 容量は新設機器が対象となりますのでご提案ください。 後段：高圧受変電設備の点検時、4時間程度を全停電しています。
87	要求水準書	21	2	(2) -2	ク	(I)	i	排水設備	公共下水道に排出する取り扱い点をご教示願います。	添付資料13に記載します。
88	要求水準書	21	2	(2) -2	ク	(I)	i	排水設備	前回の要求水準書(案)に関する質問・回答No.356に「公共下水道との取り扱い地点は、現在本市下水道部と協議中です。」とありますが、協議結果について具体的にお示しいただけないでしょうか。	添付資料13に記載します。
89	要求水準書	21	2	(2) -2	ク	(I)	k	衛生器具	バリアフリー、身障者対応として、多目的トイレ等は特に必要はないでしょうか。	見学者の利用箇所についてはご配慮ください。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
90	要 求 水 準 書	21	2	(2) -2	ケ			場内配管	前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.361に「生物処理についても自然流下での処理を想定しています。」とありますが、今回の要求水準では生物処理の水位高低や自然流下は考慮する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書	21	2	(2) -2	コ			外構施設の仕様	フェンス、門扉や擁壁の仕様の要求水準はありますか。	特にありません。
92	要求水準書	22	2	(2) -2	サ			排水処理施設	平成24年3月26日公表の実施方針に関する質問への回答No.245において、脱水施設における性能未達の判断の例として、ろ過速度やケーキの含水率が挙げられていますが、脱水ケーキの有効利用を提案した場合は、これらの基準は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	22	2	(2) -2	サ			排水処理施設	「沈砂池返送水の溶存マンガン濃度が1.0mg/L以下となる場合は、提案を受け付けるものとする」とありますが、提案時には「実験または文献などにより証明できる資料を添付し、証明する」（要求水準書（案）に対する質問回答No.378）、または「表2-16の仕様通りに構築する」（要求水準書（案）に対する質問回答No.435）、実際に維持管理に起因して1.0mg/Lを超えることがあった場合は、事業契約書（案）における要求水準未達成の場合の措置が適用されとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
94	要求水準書	22	2	(2) -2	サ			排水処理施設	3月26日の要求水準書（案）に関する質問回答 No.367 では、「クロードシステムの採用、脱水ケーキの有効利用提案、沈砂池返送水の溶存マンガ ン濃度1.0mg/L以下の3つの条件を満たせば、脱水機 の方式変更等、自由提案を受入れて頂ける」との回 答が出されています。一方、No.407では「脱水ケー キの有効利用提案を行えば、提案した有効利用に適 している他の無薬注脱水機に変更は可能ですか」と いう質問に対し、「変更できません」との回答があ り、矛盾していると思料しますが、どちらを正と考 えれば宜しいでしょうか？	3月26日の要求水準書（案）に関する質問回答 No.367 では、表2-15備考欄の○のないものについ ては変更可能としたものです。
95	要求水準書	22	2	(2) -2	サ	(7)		排水処理施設	表2-13は、過去実績に基づく計画処理固形物量であ り、四季ごとの脱水実験を行っても変更はできない （むやみに都合の良いデータで低減できない）もの とし、平成24年3月26日公表の要求水準書案に関す る質問回答№385通り、本計画値を下回る提案は、 要求水準未達と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書	22	2	(2) -2	サ	(1)		排水処理施設	水道事業体とは、上水道事業または水道水供給事業 を行っている事業体と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書	22	2	(2) -2	サ	(1)		排水処理施設	提案でろ過圧によって、ろ板の面積（ろ過速度）等 が変わってくると思いますが、表2-14はいくらのろ 過圧力での実績値でしょうか。	表2-14を参考にご提案ください。
98	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		マンガン処理施設	マンガン処理施設からの着水井への「返送時間」 は、昼間（AM9時～PM5時程度）のみと考えてよろし いでしょうか？	マンガン処理施設からの返送水は沈砂池に返送しま す。返送時間については昼間のみに限定しませんが、 浄水運転管理に支障のない時間として下さい。
99	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		ケーキヤード	脱水ケーキの有効利用提案を行う場合は、ケーキ ヤードの設置は必須ではないとの理解で宜しいで しょうか？	ケーキヤードの設置は必須とします。容量について は変更可能とします。

No	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
100	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		ケーキヤード	脱水ケーキの有効利用提案を行う場合は、仁木浄水場のケーキを、直接有効利用先（男川浄水場に移送せずに）に移送していただくことは、可能でしょうか？	本市にて移送はできません。直接有効利用先が引き取ることは可能です。
101	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	表 2- 15	排水処理施設の 要求事項	濃縮槽に関する備考欄で、○印が緑色になっていますが、特別な意味があるのでしょうか。	特別意味はありません。要求水準書を修正します。
102	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	表 2- 15	排水処理施設の 要求事項	簡易水道施設等の他の浄水場で発生する汚泥とは、貴市にて別途発注される清掃業務に起因するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	表 2- 15	排水処理施設の 要求事項	簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥は、どのような形態（バキューム車等）、かつどのような性状（スラリー等）で搬入されるのでしょうか。	バキューム車にて搬入、汚泥濃度1%未満です。
104	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		各施設の要求水準	無薬注長時間加圧脱水方式は変更不可となっているのに対して、要求水準書（案）に関する質問への回答No.367では脱水機の方式変更が可となっており、また同No.448でも圧搾機構の有無については民間事業者の判断にて選定が可能となっています。変更の可否についてはどちらが正でしょうか。	3月26日の要求水準書（案）に関する質問回答No.367では、表2-15備考欄の○のないものについては変更可能としたものです。無薬注長時間加圧脱水方式に変更は認めませんが、圧搾機構についてはご提案下さい。
105	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		各施設の要求水準	濃縮槽の要求事項に「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥を受け入れること」とありますが、簡易水道施設からの汚泥の受け入れは排泥池の他に濃縮槽でも受け入れを行うことでよろしいでしょうか。	要求水準書を修正します。
106	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		各施設の要求水準	脱水機棟にはベルトコンベヤを収納することとありますが、ベルトコンベヤのうちケーキヤードへ搬送するコンベヤについては脱水機棟内ではなく屋外設置でも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
107	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		各施設の要求水準	クローズドシステムを採用し、脱水ケーキの有効利用を提案し、かつ沈砂池返送水の溶存マンガンの濃度が1.0mg/L以下となる場合、脱水ケーキの粒径は有効利用が明らかな場合には6mm程度にこだわらないとなっています。しかしその後の事業期間中に事業契約書（案）67条にある有効利用の市場の消滅その他のやむを得ない事由により脱水ケーキの有効利用の業務が解除された場合においては、貴市にて有効利用を行こなうこととなりますが、その場合に脱水ケーキの粒径が6mm以上となっても宜しいでしょうか。	本市で有効利用を行う場合はあくまで表2-15の要求水準を満足するようにして下さい。
108	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		各施設の要求水準	仁木浄水場から排出される脱水ケーキの粒径はどのくらいの大きさを想定されているかご教示ください。	6mm程度です。
109	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		各施設の要求水準	前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.406に「図2-1に示す移送ラインは、最低限確保してください。」とある一方、No.164に「排泥池の上澄水の排水池への返送は、提案内容によります。」とありますので、ラインの確保が最低限の条件であり、返送先や移送先は民間事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	図2-1の移送ラインの確保が最低限の条件であり、返送先や移送先は事業者の提案によります。
110	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		各施設の要求水準	表2-15の濃縮槽の要求事項に「・主に凝集沈殿池排泥汚泥を処理できる容量とする。」とありますが、p.10「図2-1」のフローを鑑みると「凝集沈殿池排泥汚泥」ではなく「排泥池排泥汚泥」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
111	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		各施設の要求水準	表2-15の濃縮槽の要求事項に「・簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥を受け入れること。○」とありますが、排泥池での汚泥受け入れが変更不可の要求事項のため、濃縮槽での本要求事項は不要ではないでしょうか。	要求水準書を修正します。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
112	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		表2-15 排水処理施設の要求事項	表2-15にて、簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥を、排泥池及び濃縮槽で受入れることとなっていますが、どちらか一方の施設で受入れられるようにすればよろしいでしょうか。またその場合、どちらの施設で受入れるかは事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を修正します。
113	要求水準書	23	2	(2) -2	サ	(ウ)		排水処理施設	表2-15 無薬注長時間加圧脱水方式は、圧搾機構なしと考えてよろしいですか。（平成24年3月26日公表の要求水準書案に関する質問回答№448では、圧搾機構付きでも良いと回答ありましたが、一般的にその場合、中時間型となるため）	実績として、無薬注長時間加圧脱水方式で圧搾機構付きのものもあるため認めております。
114	要求水準書	24	2	(2) -2	サ	(カ)		排水処理施設メータの設置	「なお、機械運転で使用する水道、電気は無償とする。（添付資料14ユーティリティー分担表参照）」とありますが、修繕を行う際に必要な電力も無償で提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書	24	2	(2) -2	サ	(キ)		仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.477に「仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れについて、1回当たりの搬出量は3.5 t。搬出必要時、平日1回を基本です。」とありますが、仁木浄水場の脱水ケーキを積んだ4tダンプが平日の毎日1回、新設男川浄水場に入場する予定との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書	24	2	(2) -1	サ	(キ)		仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場の脱水機更新時期についてご教示下さい。また、受け入れ時期の計画についてもご教示下さい。	前段については新男川浄水場竣工前です。後段については受入は維持管理業務開始時点からです。
117	要求水準書	25	2	(2) -1	シ		b	受変電設備	変圧器2バンク方式としての記載がありますが、建築付帯変圧器については、1バンク構成としてもよろしいでしょうか。	建築付帯変圧器のうち管理棟については2バンク構成としてください。
118	要求水準書	26	2	(2) -2	シ			電気計装設備	各浄水施設、排水処理施設の動力負荷制御方式として、動力制御盤、コントロールセンターと補助継電器盤の2通りがございますが、どちらかのご指定はございますか？	指定はありません。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
119	要求水準書	26	2	(2) -2	セ			計測機器	表2-20排水処理施設等における各計測機器の電源供給元は、提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書	26	2	(2) -2	セ			場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	場外施設、簡易水道施設の監視が男川浄水場で行えるようにすることとありますが、簡易水道施設の運転・制御は男川浄水場から行わず、現地で行うという考えでよろしいでしょうか。	一部の施設の運転・制御は男川浄水場にて行っています。詳細については男川浄水場で確認可能です。
121	要求水準書	26	2	(2) -2	セ			場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	簡易水道施設のテレメータは更新対象ではなく、男川浄水場と南部浄水場間の伝送設備のみが更新対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	要求水準書	26	2	(2) -2	セ			場外施設、簡易水道施設	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備において、トレンドの予測機能を構築できるシステムとし、監視するデータが異常値となった場合、即座に警報等により本市職員へ通知と記載があります。トレンドの予測機能を構築できるシステムとは、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書	26	2	(2) -2	セ			場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「トレンドの予測機能・・・通知が可能なシステム」というのは、異常と判定される前に、事前予告として警報を発令するという意味に取れますが、いかがでしょうか？	異常な兆候を検知した場合の警報発令という意味です。
124	要求水準書	26	2	(2) -2	セ			場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「トレンドの予測機能を構築できるシステム・・・」とありますが、必須ではなく、将来必要となった際に、貴市負担で構築することによろしいでしょうか？ 場外施設の予測機能の最低限必要な項目(ex.配水池水位、配水量)及び、最低限必要な機能(ex.デマンド監視と同等で良い、急変・逸脱のみを検出すれば良い)をご教示ください。	前段：必須事項です。 後段：施設により必要となる項目及び機能が異なるためご提案ください。
125	要求水準書	26	2	(2) -2	セ			場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	上水道の場外施設、簡易水道施設共に、男川浄水場からの運転停止操作（ポンプON-OFFやバルブ開閉など）はどの程度の頻度でございますか？	男川浄水場でご確認ください。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
126	要 求 水 準 書	26	2	(2) -2	セ			計測機器	「 全ての返送水について設置すること。」とありますが、例えば、3本の返送ラインを合流して返送する計画の場合、合流前の3箇所全てではなく、合流後の1箇所のみに計測機器を設置する提案でも良いとの理解でよろしいでしょうか。	合流して返送することは認めません。計測機器は各返送ラインごとに設置して下さい。
127	要求水準書	26	2	(2) -2	ソ			応急給水施設	加圧ポンプについては、常設しないものとして理解していますが、宜しいでしょうか。	常設とご理解下さい。
128	要求水準書	26	2	(2) -2	ソ			応急給水施設	給水車上部から給水可能な給水栓及びホースは、事業者が用意するものとの理解でよろしいでしょうか？これ以外の応急給水施設で必要な設備品や復旧資機材等は岡崎市様が用意されるものとの理解でよろしいでしょうか？	前段：ご理解のとおりです。 後段：ご理解のとおりです。
129	要求水準書 添付資料 5	26						男川浄水場負荷集計表	表に電圧の項目が有り、導水ポンプ・送水ポンプの電源が6.6kVとなっていますが、参考値をして電圧は提案範囲と考えますがよろしいですか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書	27	2	(2) -2	タ			水質監視装置	バイオアッセイは毒物検知(P26表2-19記載)を指していると考えてよろしいでしょうか。それとも、P26以外の装置を指しているのでしょうか。	バイオアッセイは毒物検知とご理解ください。
131	要求水準書	27	2	(2) -2	ト			完成確認	詳細設計図書の履行確認は設計の段階ごとに行われるのでしょうか、それとも完成時の1回だけでしょうか。	履行確認は完成時の1回を想定しています。ただし、全体計画を示し、施設毎の部分確認を実施することも可能です。
132	要求水準書	27	2	(2) -2	ト			完成確認	完成検査を受けるのに当たり、事業契約書(案)39条の設計完了以前に、部分検査として履行確認を受けられると考えてよろしいでしょうか。	部分確認の実施は可能です。
133	要 求 水 準 書	28	2	(2) -3	イ	b,c		本業務の実施に当たっての留意事項	維持管理業務期間中において、敷地境界線での各測定（騒音、振動、臭気）は業務範囲外という解釈でよろしいでしょうか。	維持管理業務期間中も含みます。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
134	要 求 水 準 書	28	2	(2) -4	ア		b	既設運用管との 関連	「既設浄水場からの切替を円滑に行うため施設引渡し前までに完了しておく必要がある」工事に「既設大平取水場の撤去工事及び既設導水管の撤去工事」がありますが、新設男川浄水場の供用開始から施設引渡しまで、ある程度の期間を設定することにより、施設引渡し前に水源施設及び導水管の撤去が可能になるとの理解でよろしいでしょうか。	施設引渡しまでに全ての工事が完了するようご提案ください。
135	要求水準書	28	2	(2) -4	ア			本業務の内容	要求水準書(案)質問回答№573において、事業対象地域内の撤去は本工事に含まれるとのことですが、具体的な撤去対象をご教示願います。	撤去対象は既設大平取水場及び導水管、更新用地内の本宿送水管及び更新用地南東の住宅への配水管を想定しています。
136	要求水準書	29	2	(2) -4	ア			工事竣工から供用開始までの期間における切替工事	「試運転期間中の浄水施設からの排水は、既設男川浄水場へ返送すること」とありますが、ここでいう排水とは試運転で浄水処理した水という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書	29	2	(2) -4	ア			工事竣工から供用開始までの期間における切替工事	試運転期間中、浄水施設を逆洗した排水は既設男川浄水場へ返送せず、新設男川浄水場の排水処理施設の試運転で使用してよろしいでしょうか。また、この期間において発生する脱水ケーキは事業者が自ら適正に処分する必要があると考えてよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は既設男川浄水場に搬入してください。処分は本市が行います。
138	要求水準書	29	2	(2) -4	ア			工事竣工から共用開始までの期間における切替工事	3月26日の要求水準書（案）に関する質問回答No.570では「3水源からの最大取水量分は可能ですが、全量を既設男川浄水場へ返送してください」との回答がありますが、これは既設男川浄水場の運用に支障のない範囲内で3水源からの最大取水量分を試運転用水として取水、返送することが可能との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、水量については試運転時の協議により決定します。
139	要求水準書	29	2	(2) -4	ア			工事竣工から供用開始までの期間における切替工事	工事竣工とは、各設備の単体試験までと理解して宜しいでしょうか（水を流入させての試運転は含まない）。	ご理解のとおりです。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
140	要求水準書	29	2	(2) -4	ア			工事竣工から供用開始までの期間における切替工事	工事竣工から施設の引渡しまでの試運転期間において、公的機関による水質試験結果に問題が無ければ、新設浄水場から直接既設配水池へ送水する事は可能でしょうか（新設送水ポンプの性能試験実施のため）。	ご理解のとおりです。ただし、実施時期については本市と協議のうえ実施してください。
141	要求水準書	29	2	(2) -4	ア			工事竣工から供用開始までの期間における切替工事	最終段階における総合試運転（施設全体の確認試験で、処理水は公的機関による検査合格済みの状態）は、どの程度の期間を想定されていますか。また、その間は供用開始と考え、ユーティリティーの費用は岡崎市殿と理解してよろしいでしょうか。	前段：概ね2箇月末満を想定しています。 後段：引き渡しまでは、事業者負担です。
142	要求水準書	29	2	(2) -4	ア		d	新設浄水場供用開始後の各種業務	池上構造物の清掃について、要求水準書(案)質問回答№580では、「撤去されるまでの維持管理期間中は必要に応じて実施」とあります。実施の有無については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	既設男川浄水場に関する業務については、新設男川浄水場供用開始後1回限り、要求水準書P.29の業務を実施することとします。
143	要求水準書	29	2	(2) -4	ア		d	建設業務 新設浄水場供用開始後の各種業務	平成24年3月26日公表の要求水準書（案）の質問回答No.580では、既設浄水場の池状構造物の清掃について、「撤去されるまでの維持管理期間中は必要に応じて実施」とされておりますが、『必要に応じて実施』とは具体的にはどの程度の頻度・内容を想定されているのでしょうか。また、清掃で回収したゴミ類の処分は、平成24年3月26日公表の要求水準書（案）の質問回答No.575のとおり業務範囲外と解釈しますがよろしいでしょうか。	前段については、既設男川浄水場に関する業務については、新設男川浄水場供用開始後1回限り、要求水準書P.29の業務を実施することとします。 後段については、ご理解のとおりです。
144	要求水準書	29	2	(2) -4	ア		e	供用開始後の各種業務	池状構造物に降った雨水が、最終的に自動排水されることはないと思われますが、既設排水処理設備から、ポンプで新設浄水場のどこかに戻すのですか。	池状構造物に降った雨水は既設沈砂池に返送する予定です。既設沈砂池と男川取水管の接合井を連絡してください。
145	要求水準書	29	2	(2) -4	ア			新浄水場供用開始後の各種業務	取り壊し時期が未定であることから、事業期間内での各種業務の実施を想定していますが、取り壊し時期が事業期間内に行われた場合、変更の対象とならないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

№	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項						
146	要求水準書	29	2	(2) -4	ア		新設浄水場共用開始後の各種業務	既設浄水場における安全対策について、a～eに記載の修繕業務は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	要求水準書	29	2	(2) -4	ア		建設業務 新設浄水場供用開始後の各種業務	要求水準書で定めてある保安や立ち入り防止柵、転落防止策が適切に講じられていたにも係らず、既設男川浄水場内で事故が発生した場合は、事業者には責任はないという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書	29	2	(2) -4	イ		男川浄水場設備台帳システムの構築	要求水準書(案)質問回答№589において、設備台帳システムの詳細は協議により決定とあります。協議とはいつをお考えでしょうか。また、提案書では評価対象となるのでしょうか。	前段：設計段階とします。 後段：システム構築の考え方が評価対象です。
149	要求水準書	30	2	(2) -4	イ		工事期間中の対応	要求水準書(案)質問回答№592において、試運転時に発生する脱水ケーキは既設施設に搬入することとあります。試運転時に発生する脱水ケーキは産業廃棄物に該当するのでしょうか。新設から既設に運搬する際は「公道」を走ることにありますが、貴市より運搬車輛をお借りすることは可能でしょうか。	前段：産業廃棄物に該当しないと判断しています。 後段：事業者で手配して下さい。
150	要求水準書	30	2	(2) -5	イ		工事監理者	「各工事（土木・建築・電気・機械・水道施設）を監理する工事監理者を配置し、」とありますが、この工事監理者とは監理技術者又は主任技術者のことでしょうか？また監理技術者又は主任技術者は現場代理人を兼務することが可能でしょうか？	前段：工事監理業務で言う工事監理者は、建設業法上の監理技術者又は主任技術者のことではなく、建設業務とは別に工事監理業務において各工事を監理する者です。 後段：兼務できません。
151	要求水準書	30	2	(2) -5	イ		工事監理者	設計、製作期間が長期にわたると思われますが、監理技術者又は主任技術者は設計、製作期間と、実際に現場施工期間の分離は可能でしょうか？設計、製作期間は非専任とし、現場施工期間を専任でよろしいでしょうか？コリンズの登録はどのように進めますか？	前段：分離は可能です。 中段：設計、製作期間も専任して下さい。 後段：テクリスの登録は任意です。登録する場合は、SPCが事前にSPC情報をコリンズ・テクリスセンターに申請する必要があります。
152	要求水準書	30	2	(2) -5	イ		工事監理者	浄水処理設備の監理技術者の資格は、土木工事の場合は土木一式、設備工事であれば水道施設工事であると考えてよろしいでしょうか？	工事監理業務で言う工事監理者は、建設業法上の監理技術者又は主任技術者のことではなく、建設業務とは別に工事監理業務において各工事を監理する者です。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
153	要求水準書	31	2	(2) -6	ア			備品の設置	関連業務の「備品の設置」において、整備された備品は、維持管理業務の保守点検及び修繕の対象にはならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	要求水準書	31	2	(3) -1	ア			本業務の内容	「表3-1」の保守点検業務対象施設及び設備に、p.2「表1-3」の保守点検欄に○のある「管理用建物」や「場内配管」等の記載がありませんので、「表3-1」の記載内容を「表1-3」に合わせる方向で修正していただけないでしょうか。	要求水準書を修正します。
155	要求水準書	32	2	(3) -1	ア			保守点検業務 本業務の内容	保守点検業務に関する役割分担が表3-2に記載されていますが、施設を管理していく上で必要となる防火管理者や危険物（重油・軽油など）の取扱いにあたっての責任者の設置などは、原則施設の設置者である貴市にて行っていただけという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	要求水準書	32	2	(3) -1	ア	表 3-2		保守点検業務に関する役割分担表	要求水準書(案)質問回答№611において、浄水場の毎日点検（1回/日以上）はないとのことご回答ですが、日常点検業務のうち、毎日点検は貴市にて実施し、民間事業者は週1回の点検を行うという理解でよろしいでしょうか。 このとき、民間事業者が週1回以上実施することになっている発熱、振動、異常音、漏水・漏液の確認については、外観目視による点検という理解でよろしいでしょうか。 また、貴市が実施する点検内容と民間事業者が実施する点検内容は異なるものとお考えでしょうか。	前段：1回/週以上とご理解ください。 中段：事業者が作成する保守点検マニュアルに従い実施してください。内容についてはご提案ください。 後段：本市の日常点検は、外観目視点検を想定しています。
157	要求水準書	32	2	(3) -1	ア	表 3-2		保守点検業務に関する役割分担表	定期採水・運搬において、採水容器は貴市からの支給と考えてよろしいでしょうか。また、採水点及び検体の運搬先をご教示願います。	男川浄水場維持管理業務の定期採水・運搬は本事業の対象外とします。表3-2を修正します。
158	要求水準書	32	2	(3) -1	イ			保守点検業務 本事業の実施に当たっての留意事項	平成24年3月26日公表の要求水準書（案）に関する質問への回答No.620で、事業者は「水道法上の法的責任は負わない」とありますが、同様に製造物責任についても負わないという理解でよろしいでしょうか。	製造物責任についても民間事業者の法的責任は負いませんが、設備及び維持管理により水質等に異状があった場合は民間事業者の責任とします。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
159	要求水準書	32	2	(3)-1	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	現場業務責任者は、排水処理業務責任者並びに場外施設保守点検業務責任者、簡易水道施設保守点検業務責任者を兼ねることは可能でしょうか。	可能です。
160	要求水準書	32	2	(3)-1	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	「保守点検マニュアルに基づき～精密点検（試験検査等）を行い～」と記載がありますが、現在行われている試験検査等の具体的な詳細内容について御開示願います。	保守点検マニュアルは事業者にて作成するため、試験検査等についてもご提案ください。新男川浄水場の機器等は事業者にて選定していただくため、現在行われている試験検査等は参考としないと判断します。
161	要求水準書	32	2	(3)-1	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	質問回答N0637において駐車料金は未定とのことですが、決定時期の見通しをご教示ください。	平成24年度中に決定する見通しです。
162	要求水準書	32	2	(3)-1				保守点検業務	点検業務の範囲として、従来製造メーカーにそれぞれ発注されていた精密点検（例：自家発電設備、ポンプ設備、中央監視設備など）は、本事業には含まれず、別途ご発注されると解釈して宜しいでしょうか。	本事業に全て含みます。
163	要求水準書	32	2	(3)-2				修繕業務	一口に修繕と言っても、事業期間中には経年劣化により機器そのものを取替(更新)しなければならないものもございます（精密機器類など）。これらについても全て本事業内にて対応しなければならないのでしょうか。	機能維持のための更新が必要と想定されるものについては、本事業にて全て対応して下さい。
164	要求水準書	33	2	(3)-2	ア			本業務の内容	修繕業務を請負う元請会社について、1件当たり500万未満の工事であれば建設業法上では不要と考えられます。従いまして、建設業法上の許可が必要な工事は、500万以上という解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、公共事業となることから業種毎の許可を持つ会社に発注してください。
165	要求水準書	33	2	(3)-2	イ			保守点検業務 本業務の実施に当たっての留意点	「駐車場については、自家用車等を男川浄水場に駐車する場合において、・・・使用量を徴収するものとする。」とありますが、ここでいう自家用車等には修繕業務等で出入りする工事車両等は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
166	要求水準書	33	2	(3) -2	イ			保守点検業務 本業務の実施に 当たっての留意 点	「駐車場については、自家用車等を男川浄水場に駐 車する場合において、・・・使用料を徴収するもの とする。」とありますが、ここでいう自家用車等 には修繕業務等で出入りする工事車両等は含まれない という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	要求水準書	33	2	(3) -2	ア			本業務の内容	表3-3計装設備等の項目に計装機器(男川浄水場内・ 場外子局)とありますが、場外子局には簡易水道施 設のテレメータ子局も含まれているとの理解でよろ しいでしょうか。	簡易水道については男川浄水場と額田南部浄水場間 のみ対象です。
168	要 求 水 準 書	33	2	(3) -2	ア			本業務の内容	「表3-3」の修繕業務対象施設及び設備に、p.2「表 1-3」の修繕欄に○のある「管理用建物」や「場内 配管」等の記載がありませんので、「表3-3」の記 載内容を「表1-3」に合わせる方向で修正してい ただけないでしょうか。	要求水準書を修正します。
169	要求水準書	34	2	(3) -2	ア			修繕業務	現在、水質計器の校正、メンテナンスは市職員殿に て実施されておりますが、本事業においても、事業 者提案に基づき、市職員殿にて実施されと考えて よろしいでしょうか。 また、事業者における水質計器校正に必要な試薬や 消耗品の調達保管は提案における数量のみとさせ いただき、それを超える数量を使用された場合は貴 市にてご負担いただけたと考えてよろしいでしょ うか。	前段：市職員の技術における簡易的なメンテナン スは市職員にて実施しますが、表3-4記載のとおり 事業者においても適宜行ってください。 後段：事業者にて使用する量は事業者でご用意下 さい。
170	要求水準書	34	2	(3) -2	イ			留意事項	計装システム(ソフト)の改良とありますが、アでは 計装システムの改良は市が主たる負担者とあり、本 項の改良はどのような内容が留意事項になります か。	システム改良とは、監視対象、監視点数の増減に 伴うシステムの見直し等を想定しているため、将来 の監視対象、監視点数の増減に対応できるよう留意 してください。
171	要求水準書	34	2	(3) -3	イ			一般事項	排水処理施設から発生する処理水を原水へ返送する 場合は、その量と水質について浄水処理運転者と情 報交換を行い指示に従う。とありますが排水池、排 泥池、濃縮槽からの返送は浄水場側から水位を監視 して返送ポンプ運転をされるのではないですか。夜 間も排水処理施設に職員がいる必要がありますか。	前段：自動運転を基本としますが、緊急時には市側 から運転停止等が行えるシステムとしてください。 後段：夜間に職員を配置させる必要はありません が、無人運転が可能な施設及び管理体制としてくだ さい。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
172	要求水準書	34	2	(3)-3	ウ			運転管理上の分界点	返送水ポンプの運転停止指令は市側からなされるのではないですか。事業者側が水位により自動運転することとしますか。	自動運転を基本としますが、緊急時には市側から運転停止等が行えるシステムとしてください。
173	要求水準書	34	2	(3)-3	ウ		b	調整濃縮施設の運転管理	浄水処理運転者との情報交換を密に行い浄水処理に支障が生じないように適切な運転管理を行うこと。とありますが、返送水ポンプの運転停止は市側から行なうのではないですか。夜間も排水処理施設に職員がいる必要がありますか。	前段：自動運転を基本としますが、緊急時には市側から運転停止等が行えるシステムとしてください。後段：夜間に職員を配置させる必要はありませんが、無人運転が可能な施設及び管理体制としてください。
174	要求水準書	35	2	(3)-3	ウ			調整濃縮施設の運転管理	「・・・沈殿池のスラッジ掻寄機の稼働状況及び排泥頻度などを適切に設定し・・・」とありますが、これは事業者独自の判断ではなく、貴市側の沈殿池の運転管理計画や施設の運転状況と調整し、適切に設定することによろしいでしょうか。	本市は、本市の承認を得たうえで事業者にて作成された運転管理マニュアルに基づき運転を実施します。適切なマニュアルを作成してください。
175	要求水準書	35	2	(3)-3	ウ			従事者の資格基準	従事者の資格基準とありますが、事業者が従事者に教育し作業に従事させるに必要な技術技能を習得させたうえで従事させる作業者の資格要件を「・・・学歴を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」とありますが、認める主体は、派遣労働ではないため、市ではなく事業者だと思われますがいかがでしょうか。	本市にて行います。
176	要求水準書	35		(3)-3	ウ		c	調整濃縮施設の運転管理	濃縮槽内での「スラッジ濃度・スラッジ界面の常時測定」とは、計器類による自動測定を行うとの理解でよろしいでしょうか？	ご提案ください。
177	要求水準書	35	2	(3)-4	ア			有価利用	仁木浄水場から搬出された脱水ケーキ（現状の脱水ケーキ同等品）とありますが、過去5年間のケーキ性状（含水率、粒径）、発生量（日量、月間量、年間量）、搬出回数（週単位）をご教示下さい。	過去３年間の月報については水道局工務課にて閲覧可能です。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
178	要求水準書	36	2	(3) -5	ア			清掃業務 本業務の内容	清掃業務で生じた産業廃棄物以外の一般ゴミとは、沈澱池等水槽清掃で発生するゴミ、植栽管理・草刈作業で発生するゴミなども含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	要求水準書	36	2	(3) -5	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	「沈殿池等水槽構造物」とありますが、具体的な清掃対象の水槽については民間事業者側の提案という理解でよろしいでしょうか。	全ての水槽構造物が対象となります。
180	要求水準書	37	2	(3) -7	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	保安業務において、男川浄水場及び既設男川浄水場構内にＩＴＶカメラ、赤外線センサーなど侵入監視設備を設置しとの記載がありますが既設男川浄水場と同様に警備会社のリース機器としてよろしいでしょうか。	既設男川浄水場のＩＴＶカメラは市所有物であり、赤外線センサーは警備会社の所有物です。新男川浄水場についてはご提案ください。
181	要求水準書	37	2	(3) -6	ア			植栽管理業務	本業務内容は新男川浄水場における植栽管理業務であって、既設男川浄水場は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	要求水準書	37	2	(3) -7	イ			保安業務計画	既設男川浄水場の保安業務として、赤外線センサーのみの機械警備業務としてよろしいでしょうか。	新男川浄水場及び既設男川浄水場の侵入監視設備は、ＩＴＶカメラ及び赤外線センサーなどは要求水準とします。
183	要求水準書	37	2	(3) -7	イ			保安業務計画	既設男川浄水場内赤外線センサー等の設備は維持管理期間中の修繕、更新を事業者が行う条件で継続的に利用してもよろしいでしょうか。	現状は警備会社との年間契約です。設備は警備会社の所有物です。
184	要求水準書	37	2	(3) -7	イ			保安業務計画	民間事業者管理範囲の安全を確保すること、と記載されておりますが管理範囲とはどの程度を想定されておりますでしょうか、御教示願います。	新設男川浄水場及び既設男川浄水場内です。
185	要求水準書	37	2	(3) -6	ア			本業務の内容	植栽業務は既設浄水場も業務に含まれると想定していますが、既設浄水場の取り壊し時期が未定であるため、その業務期間は事業期間内と考えてよろしいですか。	既設男川浄水場の植栽管理業務は本事業に含みません。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
186	要求水準書	37	2	(3) -7	ア			本業務の内容	警備業の認定は、受託企業が有していればよく、SPCが有している必要はないと理解してよろしいでしょうか。	警備業法上の警備業ではないと判断しております。
187	要求水準書	37	2	(3) -7	ア			保安業務	ここで言う保安業務は、警備業法上の警備業務でないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	要求水準書	37	2	(3) -7	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	要求水準書（案）に関する質問回答NO.754で、旧男川浄水場のITVカメラ、赤外線センサーの継続利用について「可能ですが、維持管理期間中の修繕、更新は事業者の責任で行ってください。」との回答がありましたが、継続利用をご提案する場合、事業終了時の当該機器の性能は、継続利用開始時と同等のレベルであればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、既設男川浄水場のITVカメラは市所有物であり、赤外線センサーは警備会社の所有物です。
189	要求水準書	37	2	(3) -7	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	「男川浄水横及び ～略～ 24時間監視を可能とすること」とありますが、機械警備による24時間監視であり、侵入者に対しては中央監視へ警報を上げるのみとし、人的対応（現場へ駆けつける等）は貴市が行うと理解してよろしいですか。	異常確認は事業者で行ってください。人的対応も方法の一つです。
190	要求水準書	37	2	(3) -7	イ			保安業務計画	ITVカメラの録画時間（保存時間）はどの程度に設定すればよろしいでしょうか。	1週間程度として設定してください。
191	要求水準書	37	2	(3) -7	イ			保安業務	前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.743に「警備会社に委託することは可能です。」とありますが、貴市にて想定されている機械警備等の警備業務は、警備業の認定を受けている第三者へ貴市が直接委託するとの理解でよろしいでしょうか。なお、警備業の認定を有さないSPCから同認定を受けている警備会社への再委託を想定されている場合、その契約形態でも問題が無いとの所轄公安部署の回答は得られているとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、本市が直接警備会社に委託するものではありません。後段については、保安業務としており、警備業法上の警備業務には当たらないものと判断しています。

№	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項						
192	要求水準書	37	2	(3)-8	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	要求水準書（案）に関する質問回答NO.812で、旧男川浄水場のＩＴＶカメラ、赤外線センサーの継続利用について「可能ですが、維持管理期間中の修繕、更新は事業者の責任で行ってください。」との回答がありましたが、継続利用是非検討及びご提案する場合の修繕費見積のため、旧男川浄水場のＩＴＶカメラ、赤外線センサーについて、メーカー、品番・規格・仕様、導入時期、当初価格等のデータをご教示いただけませんか。	男川浄水場にてご確認ください。
193	要求水準書	38	2	(3)-9	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「災害及び事故等により故障が発生した・・・実施すること」とありますが、具体的に何を実施するということでしょうか。	通常の運転が早急に復旧可能になるために必要な全ての業務の支援を想定しています。
194	要求水準書	39	2	(4)-1	ア		(イ) 場外施設保守点検業務 機械電気点検	機械電気点検に必要な潤滑油、ランプ等消耗部品、発電機・発動機の試験運転に必要な燃料は、貴市にて御支給していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	要求水準書	39	2	(4)-1			場外施設保守点検業務	男川浄水場の業務には消防設備点検等の業務が含まれるものと認識しておりますが、場外施設における消防設備点検等の法定点検や緊急遮断弁のメーカー点検等は業務範囲外という解釈でよろしいでしょうか。業務範囲内である場合は、業務内容をご教示下さい。	各種法定点検（電気事業法に伴う各種点検は含まない）は事業者にて実施してください。 なお、緊急遮断弁のメーカー点検は本市にて実施します。
196	要求水準書	39	2	(4)-1	ア		(ウ) 水源点検	c「大平用水取水口【新設】」とはp.11「表2-3」の「大平取水口」との理解でよろしいでしょうか。その場合、スクリーン及び浮網について「表2-3」の要求事項に記載がありませんが、これらは記載漏れで、設置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：スクリーン及び浮網については「表2-3大平取水管の除塵設備」の記載内容をご理解ください。 なお、要求水準書を修正します。
197	要求水準書	39	2	(4)-1	ア		(ウ) 水源点検	d「大平用水水路及びトンネル内【新設】」とはp.11「表2-3」の「大平取水管」との理解でよろしいでしょうか。もしその場合は、添付資料10と共に名称を統一していただけないでしょうか。	「大平用水水路及びトンネル内【新設】」とはp.11「表2-3」の「大平取水管」ではありません。既設大平用水水路及びトンネルをご理解ください。要求水準書及び添付資料6を修正します。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
198	要 求 水 準 書	39	2	(4) -1	ア		(ウ)	水源点検	f「大平用水取水口（巡視点検）」とc「大平用水取水口【新設】（巡視点検）」は、同じ水源の点検ではないでしょうか。	要求水準書を修正します。
199	要求水準書	39	2	(4) -1	ア			不良・事故の報告	不良または事故等を発見した場合は、その都度状況を記録するとともに本市に直ちに報告すること。とありますが、報告並びに貴市からの指示とともに書面で行われるのでしょうか？	報告は書面で行うことを基本とします。修繕の指示は想定していませんが、補修の指示については口頭で行う場合もあります。
200	要求水準書	40	2	(4) -1	ア		(ア)	水質点検	「必要な薬品は本市が支給する」とありますが、週1回実施する水質点検時に用いる試薬類も貴市ご負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	要求水準書	40	2	(4) -1	ア		(ア)	水質点検	jに「残薬品の回収・運搬及びタンク内清掃」とありますが、残薬品・廃液等の処分費は貴市ご負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	要 求 水 準 書	40	2	(4) -1	ア		(ア)	水質点検	前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.792の通り、滅菌剤注入停止時のタンク内残薬品及び清掃廃液は「産業廃棄物」であることから、同質問・回答No.803の通り、当該廃棄物は貴市にて運搬、処分、マニフェスト発行及び費用の負担をしていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	残薬品は男川浄水場で保管しますので運搬してください。また、本市が産業廃棄物であると判断するのは本市で処分致します。
203	要求水準書	40	2	(4) -1	ア		(ア)	場外施設保守点検業務 水質点検	滅菌剤注入停止時とは、どのような場合に注入停止を計画されておりますでしょうか。また、停止する頻度および回収・運搬する残薬品量を御教示願います。	夏季注入、冬季停止を想定しています。各注入施設の全量としては10缶(200 L)程度を男川浄水場に運搬しています。
204	要求水準書	40	2	(4) -1	ア		(ア)	場外施設保守点検業務 水質点検	薬品タンク内の残薬品の処分は貴市にて負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	要求水準書	40	2	(4) -1	ア		c	植栽管理業務	施設敷地周囲の枝打ち、樹木・竹の伐採については、事前に貴市の承諾を必要としますか。	隣接地の樹木は所有者の承諾を得てください。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
206	要 求 水 準 書	41	2	(4)-1	A			保安業務	場外5施設に設置する場内警報装置は、民間事業者が設置し、警備業の認定を受けている警備会社には、貴市が委託するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、民間事業者が実施する保安業務は、男川浄水場及び既設男川浄水場で実施する保安業務と同等との理解でよろしいでしょうか。	前段：本市が直接警備会社に委託するものではありません。 後段：ご理解のとおりです。
207	要求水準書	41	2	(4)-1	A			災害及び事故対策業務	警報発報等の場外施設異常発生時は、初期対応は貴市職員によるご対応、事業者は貴市職員様より連絡を受けた場合に対応するという考えでよろしいでしょうか。	初期対応は事業者にて異常がないか確認を行ってください。
208	要求水準書	42	2	(4)-2	A			不良・事故の報告	不良または事故等を発見した場合は、その都度状況を記録するとともに本市に直ちに報告すること。とありますが、報告並びに貴市からの指示とともに書面で行われるのでしょうか？	報告は書面で行うことを基本とします。修繕の指示は想定していませんが、補修の指示については口頭で行う場合もあります。
209	要求水準書	42	2	(4)-2	A			設備不良、事故等	簡易水道施設において、現地での対応を必要とした設備故障、水質事故等の発生回数、内容を、過去数年程度分ご教示いただけますでしょうか。	整理された記録はありません。
210	要求水準書	42	2	(4)-2	A			本業務の内容	表4-2では施設数について、たとえば、休止施設数6とありますが、添付資料10では8か所あります。添付資料10を「正」と理解し、巡視点検は8か所、草刈りは6か所、という理解でいいですか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
211	要求水準書	42	2	(4)-2	A			簡易水道施設保守点検業務	要求水準書(案)質問回答№830において、メーカー点検については業務範囲外とあります。膜ろ過施設の年次点検も業務範囲外という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	要 求 水 準 書	42	2	(4)-2				簡易水道施設保守点検業務	大法川浄水場および鳥川浄水場における膜ろ過の薬品洗浄等は業務範囲外という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
213	要求水準書	42	2	(4)-2				簡易水道施設保守点検業務	簡易水道施設における消防設備点検等の法定点検やメーカ点検等は業務範囲外という解釈でよろしいでしょうか。業務範囲内である場合は、業務内容をご教示下さい。	各種法定点検（電気事業法に伴う各種点検は含まない）は事業者にて実施してください。
214	要求水準書	43	2	(4)-2	ア			各施設の水質点検	要求水準書(案)質問回答№840において、数箇所のポンプ場で次亜塩素を希釈して追塩しているとのことですが、具体的にどこの施設でしょうか。	場外施設23箇所、簡易水道施設1箇所です。詳細については男川浄水場でご確認ください。
215	要求水準書	43	2	(4)	(4)-2	ア		各施設の水質点検	水質点検では薬品の補充が含まれていますが、薬品の希釈作業などが発生する浄水場等はあるのでしょうか。	場外施設23箇所、簡易水道施設1箇所です。詳細については男川浄水場でご確認ください。
216	要求水準書	43	2	(4)-2	ア			(ア)清掃作業	「要求水準書（P.70）添付資料10」表内施設「夏山浄水場・夏山水源（No.113）」、「牧原水源（No.119）」、「滝崩水源（No.130）」、「峰川浄水場・峰川水源（No.133）」、「豊原水源（No.142）」における清掃作業のうち、「取水スクリーン適宜」について現状作業状況（作業頻度、作業形態（人力または機械）、作業日数（時間）、作業人員数、作業道具（重機等）等）が分かる資料を開示いただけないでしょうか。業務費算出時に参考とさせていただきます。	整理された資料はありません。概ね一施設一人1時間程度の作業です。詳細については男川浄水場でご確認ください。
217	要求水準書	43	2	(4)-2	ア			(ア)清掃作業	清掃作業のうち、「取水スクリーン清掃」、「水源清掃」について 作業用語の定義、 作業内容を御教示願います。	「取水スクリーン清掃」とは個々の取水装置を指し、「水源清掃」については取水スクリーンを含んだ取水施設全体と定義します。落ち葉、ごみ等を除去する作業です。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
218	要求水準書	43	2	(4) -2	ア			(ア) 清掃作業	「要求水準書（P.70）添付資料10」表内施設「額田南部浄水場・西原水源（No.104）」、「千万町浄水場（No.128）」、「豊原水源（No.142）」、「鍛埜導水ポンプ場（No.143）」、「鍛埜浄水場（No.144）」、「大法川水源（No.159）」における清掃作業のうち、「沈殿池清掃」、「排水池清掃」について現状作業1回あたりの状況（施設規模、作業形態（人力または機械）、作業日数（時間）、作業人員数、作業道具（重機等）等）が分かる資料を開示いただけないでしょうか。業務費算出時に参考とさせていただきます。	整理された資料はありません。 詳細については男川浄水場でご確認ください。
219	要求水準書	43	2	(4) -2	ア			(ア) 清掃作業	清掃作業のうち、「排砂」について 作業用語の定義、作業内容を御教示願います。	る過砂の掻き取り 上部1～2cm程度 とご理解ください。
220	要求水準書	43	2	(4) -2	ア			(ア) 清掃作業	「要求水準書（P.70）添付資料10」表内施設「夏山浄水場・夏山水源（No.113）」、「千万町浄水場（No.128）」、「鍛埜浄水場（No.144）」、「井沢浄水場（No.146）」、「毛呂浄水場・毛呂水源（No.155）」における清掃作業のうち、「排砂」について現状作業1回あたりの状況（施設規模、作業形態（人力または機械）、作業日数（時間）、作業人員数、作業道具（重機等）等）が分かる資料を開示いただけないでしょうか。業務費算出時に参考とさせていただきます。	詳細については男川浄水場でご確認ください。
221	要求水準書	43	2	(4) -2	ア			(ア) 清掃作業	「要求水準書（P.70）添付資料10」表内施設「滝崩水源（No.130）」、「峰川浄水場・峯川水源（No.133）」、「井沢水源（No.147）」における清掃作業のうち、備考欄「水源土砂浚渫」について現状作業1回あたりの状況（施設規模、作業形態（人力または機械）、作業日数（時間）、作業人員数、作業道具（重機等）等）が分かる資料を開示いただけないでしょうか。業務費算出時に参考とさせていただきます。	概ね2～3年に1度土砂を撤去する作業です。 詳細については男川浄水場でご確認ください。

№	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項						
222	要求水準書	43	2	(4) -2	ア		災害及び事故対策業務	警報発報等の場外施設異常発生時は、初期対応は貴市職員によるご対応、事業者は貴市職員様より連絡を受けた場合に対応するという考えでよろしいでしょうか。	初期対応は事業者にて異常がないか確認を行ってください。
223	要求水準書	43	2	(4) -2	ア	(ア)	簡易水道施設保守点検業務 清掃業務	対象となる沈殿池等の水槽清掃は、要求水準書添付資料10（P.70）に記載される簡易水道施設のみと理解してよろしいでしょうか。	簡易水道施設の沈殿池等の水槽清掃は添付資料10に従ってください。
224	要求水準書	43	2	(4) -2	ア	(イ)	簡易水道施設保守点検業務 清掃業務	排泥作業対象となる水槽の種類を御教示願います。	鍛冶浄水場取水・導水管、井沢取水・導水管です。
225	要求水準書	43	2	(4) -2	ア	(イ)	簡易水道施設保守点検業務 清掃業務	排泥バルブ操作等の作業について、作業方法や排泥先等の詳細を御教示願います。 また、ウォータースクリーン清掃等で排出するゴミの処分方法および処分負担者を御教示願います。	前段については、詳細は男川浄水場にてご確認ください。 後段については、取水スクリーン清掃等で排出する一般廃棄物は事業者にて処分してください。
226	要求水準書	45	2	(4) -2	イ		簡易水道施設保守点検業務 ろ過池の削り取り・補砂	ろ過池の削り取り・補砂の対象となる施設を御教示願います。 また、補砂に必要な ろ過砂 は貴市にて支給していただけるものと理解しますがよろしいでしょうか。	前段は井沢浄水場、毛呂浄水場、鍛冶浄水場、夏山浄水場、千万町浄水場の5施設です。 後段はご理解のとおりです。
227	要求水準書	45	2	(4) -2	イ		簡易水道施設保守点検業務 ろ過池の削り取り・補砂	ろ過池の削り取った砂について、洗浄後に再利用されているのか、産業廃棄物として処分されているのか、現状どの様に扱われておられるか御教示願います。 また、削り取った砂の扱いは貴市にて対処するとの理解でよろしいでしょうか。	洗浄後のろ過砂の再利用は行っていません。他の目的で本市で利用しています。
228	要求水準書	45	2	(4) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「ろ過池の状況に応じて削り取り・補砂は適切な頻度を設定して実施すること」とありますが、作業は事業者にて行い、砂の費用及び処分は貴市と理解してよろしいですか。	砂の費用は本市負担とします。取り除いた砂は他の目的で本市で利用しています。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
229	要 求 水 準 書	68	添付資料10					場外施設等の点検頻度と点検内容	No.2に「大平水源送水場」とありますが、前回の要求水準書（案）に関する質問・回答No.163の通り、今回事業の撤去対象施設のため、当該表から削除する必要があるのではないのでしょうか。	ご理解のとおり、本事業の撤去対象です。
230	要 求 水 準 書	68	添付資料10					場外施設等の点検頻度と点検内容	水源2「大平水源・大平用水取水口」、水源3「大平用水水路」の備考欄に、それぞれ「スクリーン清掃×2箇所」、「スクリーン清掃×4箇所」とありますが、この2箇所及び4箇所はそれぞれ既設との理解でよろしいのでしょうか。その場合、既設の設置場所を具体的にお示しいただけないのでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：男川浄水場にてご確認ください。
231	要 求 水 準 書	70	添付資料10					場外施設等の点検頻度と点検内容	No.132「木下第2配水池」について、p.5「添付資料2」の欄外に「休止」と記載がありますが、点検内容が通常の休止設備の「巡視点検(年4回)」と異なる理由をご教示ください。	休止施設として、添付資料10を修正します。
232	要求水準書添付資料	添付資料1						工事用搬入道路（案）	添付資料1 男川浄水場更新用地位置図に明示されている「工事用搬入道路（案）」について、（案）ではなく要求事項としていただけないのでしょうか。	提案事項であるため案としています。
233	要求水準書	添付資料1						添付資料1	男川浄水場更新用地位置図に示されている工事用搬入道路(案)は、今後、岡崎市様で確保されるものとの理解でよろしいのでしょうか？	事業者で確保して下さい。
234	要求水準書	添付資料5						男川浄水場負荷集計表	送水ポンプ及び取水ポンプは、維持管理性やエネルギー効率等を総合的に勘案した上で、低圧電動機駆動を採用することも認められますでしょうか。	送水及び取水に問題がなければご提案下さい。
235	要求水準書							添付資料8	水質試験室（将来設置予定）のスペースの考えですが、当面は会議室として使用するとしても、将来は水質基準項目である50項目測定を考慮し、添付資料に示される156㎡程度は最低限確保することが必要と考えますが、いかがでしょうか。	ご提案ください。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
236	要 求 水 準 書	68						添付資料10	場外施設等の点検頻度一覧について、実施方針時と対象箇所数が増えています。本資料を正とすればよろしいでしょうか。また、本事業期間内における点検箇所の増加が発生した場合は、その分のサービス対価を見込んでもらえるかと認識すればよろしいでしょうか。	前段：当資料を正として下さい。 後段：事業契約書案別紙11をご参照ください。
237	要求水準書 添付資料一覧	68 ～ 70						添付資料10	水質点検の実施方法については、配水場・ポンプ場に水質計器が設置されている箇所においても手分析による簡易分析という考えでよろしいでしょうか。	手分析による簡易分析を行い、水質計器類の校正を行ってください。
238	要求水準書	70						添付資料10	「雨山ダム点検3回(県)」とありますが、県にて点検を年3回実施されるという解釈でよろしいでしょうか。	添付資料10備考「雨山ダム点検3回(県)」は削除します。
239	要求水準書 添付資料一覧	70						添付資料10	室内浄水場、木下浄水場につきましては、要求水準書P44表4-2では「浄水場(無人)」に含まれており、休止施設に含まれていないと推測されます。要求水準書P44表4-2と添付資料10のどちらが正しいのでしょうか。	添付資料10を正として下さい。要求水準書を修正します。
240	要求水準書 添付資料	70						添付資料10	水質点検の頻度は、巡回点検の頻度に合わせて実施するものと考えてよろしいでしょうか。	別の日に実施するものとお考えください。
241	要求水準書	74						添付資料12	本宿送水管接続位置が、確定されています。これによると用地内の既設送水管は布設替えと解釈するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	要求水準書	75						添付資料12	今回、既設管接続位置が明示されましたが、隣接する沈砂池は将来取り壊しすることを考慮する必要がありますか。	ご理解のとおりです。
243	要求水準書	73- 76	添付資料12					男川浄水場廻り 既設導水・送水・配水官ルート図	添付資料12において、それぞれの管の接続位置は事業者提案（指定場所以外）としてもよろしいでしょうか。	多少の接続位置の変更は可能ですが、原則添付資料12の接続箇所としてください。

№	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書の質問	回 答
		頁	項							
244	要求水準書							資料の閲覧	閲覧対象資料は、必要に応じて適時閲覧が可能ですでしょうか。	平成24年9月末まで閲覧可能です。